

米沢市における情報共有システムの利用要領

第1 目的

情報共有システムとは、国が推進するCALS／ECの取組みの一つであり、ICT技術を活用して、受発注間で情報を共有し、「情報共有の迅速化」、「工事書類の整理作業の軽減」、「検査準備作業の軽減」、及び「ペーパーレスによる保存場所の縮小」等、生産性向上が期待できる。

この要領は、米沢市が発注する建設工事（営繕工事を除く。）において、ASP方式の情報共有システムを活用し、生産性の向上を図るための、必要な事項を定めたものである。

第2 用語の定義

要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

ICT（情報通信技術）を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、本市ではASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

※1…【ASP方式】インターネット経由でアプリケーションを提供する方式

(2) LGWAN-ASP

地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内LAN）を相互につなぐ行政専用の広域ネットワークをLGWAN（総合行政ネットワーク）という。LGWAN-ASPは、地方公共団体がLGWANを通じて必要なアプリケーションサービスなどを利用する仕組みである。

第3 情報共有システムの対象工事

米沢市発注する全ての建設工事（営繕工事を除く。）を対象とする。ただし、契約締結後に受注者が監督職員と協議し、システムを利用することが困難（適当でない）と判断される場合は、本要領の適用対象外とする。

第4 工事で利用するシステムの選定

「LGWAN-ASP」を原則利用とし、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 5. 5）【要件編】」を満たすシステム（※2）から受注者が選定したものについて、受発注者で協議を行い決定する。

※2…国土交通省HP「情報共有システム提供者機能要件工事Rev. 5. 5対応状況一覧表」
(https://www.cals-ed.go.jp/cr_guideline/)

システム契約日までに改定、更新等が行われた場合は、最新のものを適用する。

第5 実施内容

1. 帳票について

建設工事における以下の帳票は、システムを利用して作成、発議、決裁、保存を実施するものとする。その他の書類は紙での提出とするが、詳細については監督職員と協議し決定するものとする。

- ①工事打合せ簿
- ②材料確認書
- ③段階確認書
- ④工事履行報告書
- ⑤確認・立会依頼書

2. 帳票様式について

- (1) システム提供者が本市帳票に対応していない場合、国土交通省又は山形県が定める帳票を利用することができる。ただし利用の際は必ず監督職員に承認を得るものとする。対象とする帳票の決裁は、システム上で行うことを原則とするが、原本が紙の書類については、以下のとおり取り扱うこととする。

①紙の原本の写しを提出する場合

書類の一元化及び情報共有の必要性から、受注者が紙の書類をスキャニングし、情報共有システムにより発注者へ提出する。

②紙の原本を提出する場合

紙の原本を提出する場合は、システムにより提出ができないことから、紙の書類を発注者へ提出する。

(2) 対象とする提出書類は、受発注者間で協議し決定する。なお、書類の整理、情報の共有、紛失防止などの観点から、紙決裁した書類についても決裁後、スキャニング等を施し、システムに登録することを推奨する。(システムの決裁は不要)

第6 セキュリティ関係

受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

①ID・パスワードの管理の徹底

②ウイルス対策の徹底

③個人情報等機密情報の管理徹底

④工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)

⑤その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

第7 検査・成果品

1. 情報共有システムで決裁した帳票は、当該データを格納した電子媒体(CD-R, DVD-R等)の納品とする。なお、データの破損に備え、「正」、「副」の2部提出するものとする。

2. 完成検査(書類審査)における上記帳票の提示方法は、PC画面やモニター等を用いて行うこととする。(※3) なお、検査当日の必要機材の準備については、監督職員と事前に協議するものとする。

※3…情報共有システム運用ガイドライン【山形県県土整備部 令和3年2月】参照
(山形県HP>県政情報>入札情報・資格審査等>公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)>山形県の情報共有(工事・業務))

第8 システム利用に係る費用

システムの登録料及び利用料については、共通仮設費の技術管理費に含まれる。

第9 ユーザー登録

システムの利用対象ユーザーは、下記を原則とし、登録前に監督職員の承認を得るものとする。また、各ユーザーの情報共有システム内使用権限に関しては、監督職員と協議し決定するものとする。

(1) 発注者

①監督職員

②その他、個別に設定が必要な関係者

(2) 受注者

①現場代理人、主任(監理)技術者

②その他、個別に設定が必要な関係者

第10 その他

本利用要領に定めがたい事項に関しては、「山形県が定める山形県県土整備部における情報共有システムの利用要領」「情報共有システム運用ガイドライン」を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降の施行日から適用する。